

<以下、事業については、資料2、3に記載してあります。決定次第本様式に記入します>

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

松江市は、約400年の歴史を有する城下町で第二次世界大戦の被害も受けておらず、松江城の堀の大半が残存しているなど江戸時代の面影が極めて良好に残されている反面、自動車の乗り入れをはじめ、狭い歩道は電柱等が支障となり、都市生活には不便な要因が多数存在していることも事実である。

また、松江市は京都市、奈良市とともに国際文化観光都市に指定され、豊かな自然に支えられ、多くの観光客が訪れています。この明媚な風光、数多くの歴史・文化遺産を保存することが観光都市松江として強く求められています。

さらに人口減少、少子高齢化に対応した住宅整備、商業施設の再配置により居住人口の増加や商業機能が強化され、賑わいと活力のある中心市街地を形成することが期待されています。

【事業の必要性】

こうしたことから懸案である市街地の骨格を形成する内循環線(都市計画道路城山北公園線、袖師大手前線)の完成を急ぐとともにその他市街地内の道路においては、「歩いて生活できる街づくり」を達成するため、安全、安心に歩くことが出来る歩行環境の改善を中心に取り組むことが必要であります。

松江市の主要観光資源である史跡松江城は、築城後400年という長い年月から老朽化に伴う保存修理が必要となっています。また、地域の貴重な歴史資料の亡失を防ぐための施設整備が緊急の課題となっています。史跡として歴史的・文化的な価値を損なうことなく、保存修理することと共に歴史資料の積極的な公開・活用を図ることは、国際文化観光都市である本市の重要な事業として位置づけられています。

【進捗状況の把握】

事業の進捗状況については、着実な実施を通じて目標が達成できるよう毎年度、数値目標の確認を含めた調査・把握を行うものとし、状況に応じて事業の促進などの改善措置を行うものとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>大手前通り周辺地区都市再生整備事業</p> <p>都市計画道路城山北公園線整備事業に伴う沿線地区の再生事業</p> <p>H20～H24</p>	松江市	<p>大手前通り周辺地区は、現代的な景観と伝統的な城下町景観との不調和が年々進行している地区である。都市計画道路城山北公園線の拡幅工事に合わせ、歴史的景観と調和させる為、街並みや道路の景観形成を図る。また、住民や観光客の街なか回遊ネットワークを形成する意味で、安全・快適な歩行者空間を確保する為、バリアフリー化に配慮した道路整備や公園を整備します。</p>	まちづくり交付金（国土交通省）	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>市道県民会館南線整備事業</p> <p>電線類地中化を含む歩道整備事業</p> <p>H17～H19</p>	<p>松江市</p>	<p>市道県民会館南線は、県庁や県民会館及び松江城等の主要観光地が隣接する殿町に位置し、県民会館前のバス停は、1日約700便が停車するJR松江駅に次ぐバスターミナル機能を有した場所です。殿町地区内の道路整備を行い、歩道の拡幅、段差の解消、電線類の地中化を行うことで、観光施設を巡る観光客等の回遊性を高めると共に、だれもが安全・安心で自由・快適に移動できる歩行環境の改善を図ることができます。</p>	<p>道路事業 (国土交通省)</p>	
<p>市道和多見天神橋線整備事業</p> <p>電線類地中化を含む歩道整備事業</p> <p>H17～H20</p>	<p>松江市</p>	<p>市道和多見天神橋線は、JR松江駅から宍道湖方面を結ぶ市街地の幹線道路に接続する道路であり、沿線には風情あるお寺が密集する区域内道路でもあります。まち歩き観光を促進する松江市として歩道の拡幅、段差の解消、電線類の地中化を行うことで、観光客や市民の回遊性を高めると共に、だれもが安全・安心で自由・快適に移動できる歩行環境の改善を図ることができます。</p>	<p>道路事業 (国土交通省)</p>	
<p>市道米子殿町線整備事業</p> <p>歩行環境改善に伴う歩道整備事業</p> <p>H～</p>	<p>松江市</p>	<p>市道米子殿町線は、主要なバスターミナル機能を有する県民会館前のバス停から地域の核施設である松江赤十字病院を結ぶ市道であり、地区内の病院連絡道路として、重要な位置づけをしている道路です。本路線の歩道は、幅員が狭い上に段差が著しい為、歩道の拡幅、段差の解消を行うことで、車椅子や歩行者にとって安全・安心で自由・快適に移動できる歩行環境の改善を図ることができます。</p>	<p>道路事業 (国土交通省)</p>	

<p>市道母衣町大橋川線整備事業</p> <p>歩行環境改善に伴う歩道整備事業</p> <p>H ~</p>	<p>松江市</p>	<p>市道母衣町大橋川線は、地域の核施設である松江赤十字病院前の市道であり、地区内の病院連絡道路として、重要な位置づけをしている道路であります。本路線の歩道は、幅員が狭い上に段差が著しい為、歩道の拡幅、段差の解消を行うことで、車椅子や歩行者にとって安全・安心で自由・快適に移動できる歩行環境の改善を図ることができます。</p>	<p>道路事業 (国土交通省)</p>	
<p>都市計画道路城山北公園線整備事業</p> <p>既存道路の拡幅による街路整備事業</p> <p>H15 ~ H27</p>	<p>島根県</p>	<p>都市計画道路城山北公園線は、内環状道路を構成する主要な幹線道路と位置付けています。この道路は中心市街地へのアクセスを向上させ渋滞を緩和するとともに、通過交通を市街地の中心部から排除することで、安全な歩行空間を創出することができます。</p>	<p>街路事業 (国土交通省)</p>	
<p>都市計画道路袖師大手前線整備事業</p> <p>既存道路の拡幅による街路事業</p> <p>H ~ H19</p>	<p>島根県</p>	<p>都市計画道路袖師大手前線は、内環状道路を構成する主要な幹線道路と位置付けています。この道路は中心市街地へのアクセスを向上させ渋滞を緩和するとともに、通過交通を市街地の中心部から排除することで、安全な歩行空間を創出することができます。</p>	<p>街路事業 (国土交通省)</p>	

<p>都市計画道路松江停車場白濁線整備事業</p> <p>既存道路の拡幅による街路事業</p> <p>H ~ H20</p>	<p>島根県</p>	<p>都市計画道路松江停車場白濁線は、JR松江駅と都市計画道路袖師大手前線を結ぶ幹線道路です。都心部の渋滞緩和と国際文化観光都市の表通りとしての拡幅整備によって、人と車が安全・快適に通行できるようになるとともに、魅力ある街並み形成と、にぎわいのあるまちの再生を図ることができます。</p>	<p>街路事業 (国土交通省)</p>	
<p>国道431号線歩道整備事業</p> <p>歩行環境改善に伴う歩道整備事業</p> <p>H17~H19</p>	<p>島根県</p>	<p>工事区間には、市民や観光客の利用の多いカラコロ工房があるにもかかわらず、歩道が狭く、人と車が安全・快適に通行できるように、現況4車線を3車線化にし、歩道を整備するものである。 整備によって、人と車が安全・快適に通行できるようになる。</p>	<p>道路事業 (国土交通省)</p>	
<p>都市計画道路鉄道南沿線整備事業</p> <p>駅周辺の回遊性を考慮した街路事業</p> <p>H13~H20</p>	<p>松江市</p>	<p>都市計画道路鉄道南沿線は、JR松江駅の南口に位置し、JRの高架で長区間分断される街区の交通阻害の解消と沿道の土地利用を促進し、良好な歩行空間を確保することにより賑わいの創出を図ることができます。</p>	<p>街路事業 (国土交通省)</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>史跡松江城石垣修理事業</p> <p>史跡松江城の石垣保存修理に伴う事業</p> <p>H13～H25</p>	<p>松江市</p>	<p>松江市のシンボルであり、市民の憩いの場である松江城は長い年月による老朽化から石垣の崩壊の危険性があり、歴史的・文化的な価値を損なうことなく、保存修理することは、国際文化観光都市である本市の重要な事業に位置づけられます。</p>	<p>史跡等保存修理事業（文部科学省）</p>	
<p>歴史資料館整備事業</p> <p>地域の歴史資料の調査・研究、収集・保存、展示機能を備えた博物館建設事業</p> <p>H15～H21</p>	<p>松江市</p>	<p>松江を中心とする出雲地方の歴史的・文化的・民族的資源をわかりやすく示し、「松江らしさ」の理解を促す、歴史と観光情報の総合的なガイダンスセンターの役割を果たす当施設は、観光客と市民との交流を促し、松江に対する理解を深めファンを育てる場となります。また、周辺のまちなみ整備と連携して北殿町の新たなまちづくりの拠点として中心市街地の活性化に寄与します。</p>	<p>電源立地地域対策交付金事業（経済産業省）</p>	
<p>まち明かり推進事業</p> <p>観光散策ルート等の街なみ景観に整</p>	<p>松江市</p>	<p>市内の主要観光施設、それを結ぶ観光散策ルート及び沿線上の景観に整合性ある明かりを計画的に整備することで、昼間の景観を夜間にも活かし、滞在型の観光都市としての魅力を向上させ、賑わいの創出を図ることができます。</p>	<p>電源立地地域対策交付金事業（経済産業省）</p>	

合性ある 明かりづ くり H20～H24				
-----------------------------------	--	--	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、 内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
伝統美観 地区への 補助事業	松江市	観光客で賑わう松江城のお堀周辺の 伝統美観地区の景観を保全することが 必要である。 景観を保全するために、塀などの修繕 等に対して補助金を交付し、良好な街並 みを保存するもの。		

5 . 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

松江市の総合病院は、中心市街地内に2施設存在していたが、そのうち1施設が建物の老朽化及び診療機能強化のためのスペース不足から郊外に移転しました。当然、近隣の地域の衰退はもちろん、中心市街地への居留意識の低下に拍車をかけると考えられました。

そのような状況下において、近接する商店街の取り組み「お年寄りにやさしいまちづくり」の中で1階に医院、薬局などが入った高齢者向け優良賃貸住宅が完成したことで、郊外の一戸建てから移ってきた人も多いことから、病院の存在が居住条件として大きいことが再認識させられました。

しかしながら、残された1施設についても同様な理由から全面改築の検討がされ、新たな中心市街地の大きな衰退要因として危惧されていました。

【事業の必要性】

病院側の地域医療に対する理解から現地での建替えを行うことは、高齢化率の高い中心市街地の居住者にとって、この上ない安心感を与えるとともに、新たなまちなか居住者の吸引力の一つとして中心市街地の活性化を目指すうえでの重要な事業に位置づけています。

【進捗状況の把握】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗調査を行い、事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
母衣町地区暮らし・賑わい再生事業 老朽化した松江赤十字病院の現地建替え事業 H18～H24		母衣町地区は、県庁や県民会館などの主要な都市機能に近接するが空洞化が著しく、居住人口の減少と高齢化の進展に加え隣接地区の核デパートの移転などにより急速な疲弊状況に陥っている。 さらに地域の核施設である松江赤十字病院は本館棟が昭和43年に新館棟が昭和55年に建築されて以来築後26年から38年が経過しており老朽化が著しく耐震性に問題がある。このため、現有建物を現地で建替えを行うことで本病院を核とした快適で安心な暮らしの創出、そして賑わいと活力のある中心市街地の形成を図ることができます。	暮らし・にぎわい再生事業（国土交通省）	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

松江市は、高齢化の進行予測のもと人口定住や高齢者への対応を定め、住宅政策全般にわたる計画として位置づけ、良好な住環境の整備、バリアフリー化の普及、公営住宅の建替え等に取り組んできました。しかし、経済状況が厳しくなっていく中、以前のように積極的な公共投資は困難となっており、より選択と集中の吟味が必要となっています。若者の流出、高齢者世帯の増加、少子化の進行、低未利用地の増加などが問題視されるとともに、安価・優良宅地の供給、自然環境や伝統的街なみへの配慮、安全・安心の確保、高度情報化への対応など、本市の課題や時代の要請に対応した住宅施策の展開が求められています。

【事業の必要性】

街なかにおいて、にぎわい創出とコミュニティの再生を図るため、居住者を呼び戻すとともに高齢者を含むすべての人々が安心して住み続けることができるよう暮らしやすい居住環境の整備や住宅供給の推進をするため、市街地再開発による複合施設の整備を行うことは、居住人口の増加や商業機能の強化及びまちなかの賑わい拠点の創出面からも中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えられます。

【進捗状況の把握】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗調査を行い、事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
南殿町地区第1種市街地再開発事業 商業、住宅整備の再開発事業 H16～H20	南殿町地区市街地再開発組合	南殿町地区は、県庁や県民会館などの主要な都市機能に近接するが、空洞化が著しく居住人口の減少と高齢化の進展に加え核デパートの移転などにより急速な疲弊状況に陥っている。 このような背景のもとで、老朽化した密集地の敷地を共同で利用し商業床や住宅からなる中高層の建築物に建替えることにより快適で安全なまちへの再生、居住機能の充実を図るとともに、賑わいと活力のある中心市街地を形成することができます。	地域住宅交付金事業 (国土交通省)	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか居住推進事業 中心市街地内に住宅等を建設又は購入する者に対する補助	松江市	まちなかの居住人口を増加させるための事業であり、中心市街地への住み替えや、居住の推進を図ることが、中心市街地の賑わいの創出のために必要であります。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

【現状分析】

中心市街地は、人口の減少や高齢化などを背景に、後継者不足や空き地・空き店舗の増加による商業地としての活力低下などの状況が著しく、これまでの社会資本の充実に踏まえ、既存の空き店舗などのストックを活かした商業地づくりが求められています。

また、近年 20 代から 30 代の若い世代の空き店舗出店の相談件数、出店希望者が増加してきており、各商店街に活気が出始めている。

【事業の必要性】

中心市街地の空き店舗や空き床の数を的確に把握し、インターネット等の情報システムにより紹介する事業や、空き店舗出店者に対する助成は、事業者の商店街への出店意欲を創出するとともに、空洞化が顕著である中心市街地の商店街・商業集積地の空き店舗・空き床を減少させ、商業地としての賑わいの創出及び意欲ある事業者の育成に繋がると考えられます。

【進捗状況の把握】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗調査を行い、事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業等 名、内容 及び実施 時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容 及び実施時 期	その他 の事項
<p>大規模小売店舗立地法の特例区域の設定の要請</p> <p>大規模小売店舗立地法の手続きのを大幅に簡素化できる「第一種特例区域」の設定について島根県に要請する</p> <p>H19～</p>	<p>松江市</p>	<p>松江市における中心市街地の商業機能は、大型店の吸引力で隣接する商店街にも人が集まる形態である。</p> <p>中心市街地に大型店が立地することは、地域商店街の活性化にもつながる。</p> <p>従って、商店街活性化のためにも、中心市街地内に大型店舗を誘致することが必要である。</p> <p>吸引力のある大型店を誘致するために「大規模小売店舗立地法第一種特例区域」の設定が必要である。</p> <p>しかしながら、大型店が移転する際には、</p>	<p>大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>平成 19 年度</p>	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
商店街チャレンジショップ支援事業	島根県 松江市	新たな創業希望者に中心市街地の空き店舗や空き床を活用し、出店していただくことは、空き店舗対策や商業地の賑わいの創出として必要であります。		

空き店舗 で創業し ようとする 事業者 に対する 家賃補助				
空き店舗 空き床紹 介事業 空 き 店 舗 ・ 空 き 床 を 減 ら す 目 的 で イ ン ター ネ ッ ト 上 で 情 報 提 供 する	松江市	中心市街地への出店希望のある商業者 に対して、空き店舗、空き床の紹介をす ることで意欲ある商業者の育成や商業 地の賑わいの創出につながると考えら れます。		
松江城関 連イベン ト(お城 まつり 等) ~	NPO 松江 ツーリス ム研究会	松江城は、中心市街地に位置するとと もに、観光地施設の中心的な役割も果た している。 イベントに参加する人は、商業が目的 でない来街者ではあるが、商業活性化の ためには、これら来街者を消費行動に結 びつけることが必要である。		
松江城大 茶会	山陰中央 新報社	松江の文化である、お茶文化を現代に 伝える茶会を毎年秋に実施している。 このお茶にふれあうイベントにより、 松江の文化が体験できるとともに近隣 からの集客が見込め、近隣商店街にも消 費拡大の波及があり、実施することによ る波及効果は大きい。		
松江水燈 路	松江市 松江まち づくり会 社	滞在時間の増加と、夜の観光振興を図 るために、毎年秋に堀川周辺で明かりの イベントを行っている。 イベント開催期間は、市民・観光客と		

		もに夜の街を楽しみ、ひいては消費活動の場が広がるため、経済波及効果も大きい。		
--	--	--	--	--

8 . 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

松江市の主要な公共交通機関としては、バスがありますが、モータリゼーションの進展にあわせ、利用者に対する利便性の不足などから利用者は減少しています。

バスについては、松江市交通局および民間バス事業者と協調し、JR 松江駅のバスターミナル機能の向上、路線の再編、バスカードシステム・バスロケーションシステムの導入や市民の理解と協力を促し、ノーマイカー通勤運動等の施策の推進を図っているものの不採算路線を中心として路線の廃止や減便が続いており、さらにバス利用客の減少を招く結果となっています。

市民の日常生活の移動手段を確保するためには、公共交通を維持する必要がある為、行政は財政的支援を、バス事業者は運行経費の削減などに取り組んできましたが、これにも限界があります。今後は、路線再編や利用促進の新たな取り組みとして、地域にある交通資源の特性を踏まえ、効率的に組み合わせる等、公共交通を持続可能な社会システムとすることが、特に重要になると考えられます。

【事業の必要性】

市民 10,000 人アンケートによれば、「バスが必要」の回答がほとんどであるように、高齢者や日常の買い物や通院、学生の通学には、バスは欠かせない交通手段であります。

また、都市機能をコンパクトに集積させた中心市街地において、できるだけ車を排除し、公共交通を利用促進することは、地球環境の保全、観光の振興、交通安全などの視点からも重要であり、人口減少・少子高齢化の到来に対応した、歩いて暮らせる生活空間を実現するためには、公共交通機関の利便性を増進することが必要であります。

【進捗状況の把握】

公共交通体系整備実施計画を着実に実行させ、継続的な改善・見直しを図るため、毎年度末に取組みの進捗調査を行います。

[1] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
松江市公共交通体系整備計画 H17～	松江市	公共交通機関を、最も基本的な日常生活を支える移動手段(松江市の場合は主にバス)として確保・維持していくため、「公共交通体系整備計画策定委員会」において、整備計画を策定・実施することは、公共交通機関の利便性の増進が図れ、中心市街地の目標である、歩いて暮らせる生活空間の実現にとって必要であります。		